柳川地区整備計画

当初: 平成6年10月25日告示変更: 平成30年4月1日告示

名	称	柳川地区地区計画		
位	拉置	神栖市柳川字松代の一部、柳川中央一丁目及び二丁目の全部		
面積		約27. 1ha		
区域の数	地区計画の目標	本地区は、波崎工業団地北部に位置する農村集落内において、		
		地域の活性化に寄与するため、居住環境の向上を目的とした土地		
		区画整理事業を施行するにあたり、建築物等の用途の制限及び、		
		垣または柵の構造の制限などを実施し、周辺の景観・営農条件との		
		調和を図り、緑豊かで優れた自然環境を保全しながら、ゆとりある		
		良好な市街地環境の維持・形成を図ることを地区計画の目標とする。		
	土地利用の方針	良好な住宅地と地域住民のための利便施設の調和を図るため、		
		専用住宅地区、日用サービス地区、近隣業務地区、文教地区を		
		計画的に配置し、それぞれきめ細かな規制、誘導を行う。		
		専用住宅地区については、ゆとりある良好な市街地の形成を図る		
整 備		ため低層住宅用地として土地利用を図る。日用サービス地区につい		
• 開		ては、専用住宅地区との調和を図りながら地域住民に対する日用品の		
発		提供を行う利便施設用地として土地利用を図る。近隣業務地区につい		
及 び		ては、周辺の良好な市街地環境との調和を図りながら、地域住民の		
保会		ための利便施設用地として土地利用を図る。文教地区については、		
全 の		学校施設用地として土地利用を図る。		
方針		区画街路については、幅員8mで片側歩道付きの住区幹線を地区		
2-1	地区施設の	内の中央を縦断するように配置し、他の区画街路については幅員6m		
	整備の方針	を標準とし、通過交通を生じないように計画する。		
		公園については、地区内の2箇所に街区公園を配置する。		
		専用住宅と日常生活利便施設の調和を図り、良好な居住環境を形成		
	建築物等の	し維持できるよう、建築物等の用途の制限、高さの最高限度、及び		
	整備の方針	敷地面積の最低限度等を定める。		
		また、垣、柵の構造の制限を定め、緑豊かでゆとりと潤いのある		
		街並みの形成を図る。		

	区施設の 置 及 び	道路			n) 第3号 区画道路 (幅員 6.0 m			
規								
796		<u> □ □ □</u> 区分の名称	専用住宅地区	日用サービス地区	近隣業務地区	文教地区		
		区分の面積	約15.6ha	約1. 6 h a	約1. 6 h a	約8.3ha		
	建築料	物等の の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1)建築基準法別表第二(い)項に掲げる第一種低層住宅専用地域内に建築できる建築物	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(に)項に掲げる第二種中高層住居専用地域内に建築できる建築物	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ぬ)項(H30.4.1より建築基準法改正により(る)項に変更)に掲げる準工業地域内に建築してはならない建築物 (2) ホテル、旅館 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 (4) カラオケボックス等 (5) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (6) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール (7) その他、これらに類する建築物	次に掲げる建築物以 外は、建築してはならない。 (1)学校(大学、高等専門学校、及び各種学校を除く)		
	容積率の	最高限度	100%		200%			
	建ペイ率の最高限度		50%		60%			
建		の最低限度	2 2 0 m²	2 5 0 m ²	3 O O m²	_		
築 物 等		置の制限	道路境界からの距離は、1.0m以上とする。 ただし、同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫についてはこの限りでない。			道路境界からの距離は、3.0m以上とする。ただし同一敷地内にある建築物に付属するものはこの限りでない。		
に関する	建築物(最高	の高さの 限 度	最高の高さは10m以下で、軒の高さは、7m以下とし、且つ建築物の各部分の高さは、隣地境界線までの真北方向の水平距離に、1.25を乗じて得たものに5.0mを加えたもの以下としなければならない。	以下で、建築物の各部分の高さは、隣地境界線までの真北方向の水平距離に、1.25を乗じて得たものに5.0mを加えたもの以下と	最高の高さは15m以下とする。	_		
項		は 柵 の の 制 限	道路に面する側の垣又は柵は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱及び県道深芝浜波崎線に面する側の垣又は柵はこの限りでない。 (1) 道路に突き出さないように管理できる生け垣。 (2) 地盤面からの高さが1.5m以下のコングリートブロック、レンガ、石積等の展で、道路境界側に6.0cm以上					
	適用	除	(2階築又は攻染後の「建築物等の用途の制限」に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は基準時におけるその部分の合計の1.2倍を超えないこと。 ③「建築物等の用途の制限」に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築又は改築後のそれらの出力、台数又は、容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の1.2倍を超えないこと。 (3) 建築物等に関する事項のうち、「建築物等の用途の制限」「壁面の位置の制限」「建築物等の高さの制限」並びに「垣又は柵の構造の制限」の規定に関しては、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めたものについては、適用を除外する。					
	備 考 「区域については計画図表示のとおり」							

柳川地区 整備計画図

